

○休日勤務手当に関する承認事項について

- 1 警察本部の交替制勤務職員における連休に係る休日勤務手当の支給対象日が重なった場合の取扱い（平成16年5月25日人事委員会指令第7号、平成16年4月1日適用）

祝日法に規定する休日が週休日に当たるときは、原則として、週休日と重なった休日の直後の正規の勤務日を休日勤務手当の支給対象日としているが、連休により休日勤務手当の支給対象日が重なった場合は、さらにその日の直後の正規の勤務日を休日勤務手当の支給対象日として取り扱うことができる。

(例)

	5 / 3 (月) 祝日	5 / 4 (火) 祝日	5 / 5 (水) 祝日	5 / 6 (木)	5 / 7 (金)
勤務の要・不要	要	不要	不要	要	要
休日勤務手当の 支給対象日	○	----->	----->	○ ○	-----> ◎

※ ○は休日勤務手当の支給対象日、◎は承認により休日勤務手当の支給対象日とすることを示す。